



# Advise

## i-Mark C.P.T.A. Corporation

第141号

送信日 2017/08/19

アイマーク税理士法人

岡畑 雄

<http://www.i-mark.jp>

### 中小企業者に吉報！

### 所得拡大税制の見直しが行われます！

中小企業の賃上げをさらに後押しし、平成 29 年度税制改正により経済の「好循環」を強化する観点から、税額控除について大企業を上回る支援の強化が行われます。

#### 1. 改正内容

	改正前	改正後
税額控除額	雇用者給与等支給増加額×10%	平均給与の増加率が前年度の 2%以上の場合 前年度からの支給増加額※×12%を左記の税額控除額に上乗せ
		上記以外の場合 雇用者給与等支給増加額×10%

※適用要件（下記の要件全てを満たす必要があります）…改正点はありません。

要件①雇用者給与等支給額≥基準年度の雇用者給与等支給額×103

②雇用者給与等支給額≥前年度の雇用者給与等支給額

③平均給与等支給額>前年度の平均給与等支給額

控除限度額…改正点はありません。当期の法人税額×20%となります。

※雇用者給与等支給増加額を限度とする。

例えば、雇用者給与等支給額が基準年度：100 前年度：90 適用年度：110 の場合は前年からの支給増加額は  $110 - 90 = 20$  となるが、雇用者給与等支給増加額は  $110 - 100 = 10$  のため低い方の「10」の12%相当が上乗せとなる。

☆ 上記改正のポイントとなる 12%の上乗せ部分は、賃上げに伴う法定福利費（社会保険料の会社負担分）の増加に配慮したものと考えられます。

☆ 平均給与については、従来から適用要件の判定要素の1つにおいて利用されてきたが、今回の改正により中小企業では、前年度からの平均給与の増加率が2%以上かどうかで「前年度からの支給増加額×12%」の上乗せ適用ができるかどうかを判断することになります。

したがって、従来以上に適用年度と前年度の平均給与の計算に注意が必要です。

## 2. 適用時期

法人：平成 29 年 4 月 1 日から開始する事業年度に適用されます。

個人：平成 30 年分から適用されます。

## 3. 地方税関係

法人住民税の課税標準となる法人税額については、これまでと同様に中小企業者のみ所得拡大税制による税額控除後の法人税額を課税標準として税額の計算をします。

## 4. 所得拡大税制の用語の意義

図表

用語	内容
国内雇用者	役員及びその役員の特殊関係者（親族等）を除き、その法人の国内の事業所に勤務する雇用者として賃金台帳に記載された者
雇用者給与等支給額	損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額
基準年度	原則として、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前事業年度
雇用者給与等支給増加額	「適用年度の雇用者給与等支給額」－「基準年度の雇用者給与等支給額」
平均給与等支給額	「継続雇用者に対する給与等支給額」÷「継続雇用者の数の各月合計数」
継続雇用者	適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者のうち、雇用保険の一般被保険者をいう。例えば、前年度の退職者、適用年度の新卒採用者・再雇用者、雇用保険の一般被保険者でないパート等は除かれる。